

卓 話

平成 30 年 6 月 12 日

『監査委員制度について』

田辺雅範 会員

1. 税理士会について

税理士会は税理士法によって設立が義務付けられている法人です。税理士会は国税局単位で組織されていますが、名古屋国税局管内には、過去から名古屋税理士会と東海税理士会という2つの組織があります。

東海4県の内、名古屋市内税務署と半田税務署及び岐阜県内税務署管轄の地域は名古屋税理士会、それ以外の地域は東海税理士会の管轄区域となっています。

このような税理士会という組織は全国に15単位会があります。その税理士会の下部組織として、税務署単位ごとに支部が設置されています。ちなみに岐阜県下には7支部あります。各地の単位会の上部組織として、日本税理士会連合会があり、各地の単位会は、ここで決められた活動方針のもとに税理士会の業務を行っています。



2. 税理士会の社会貢献業務について

税理士会の行う業務は、時代の変遷と共に変わってきています。税理士会ができた頃は、税理士の權益を守り、安定した業務が行えるような施策が主だったでしょうが、次第に税理士法の無償独占業務を確固たるものとするために、調査研究、業務対策、税務支援業務などに比重が移っていています。

現在、主眼としているのは、税理士の職能を生かした公益的業務への取組です。すなわち、本日、お話しする「監査委員」制度の他にも、「租税教室」「外部監査人」「成年後見人」「裁判所の民事・家事の調停委員」「登録政治資金監査人」制度など多岐にわたり、税理士を知っていただくと共に、我々を活用していただくため、会則を整備し、担当部署を設けてスキーム作りをしています。

3. 行政機関における監査について

どのような組織でも、遵守すべき法令や規程などに照らして、業務や成果物がそれらに則っているかどうかを検証し、利害関係者に保証することが必要です。この検証が監査です。この監査には大きく分けて、外部監査・内部監査・監査役監査などがあります。監査対象は、会計、業務、行政、情報セキュリティ、個人情報保護などがあります。

国の機関においては、会計監査は会計検査院が行ない、業務監査は総務省行政評価局が行ないます。

企業においては、監査役、内部監査人、公認会計士が監査をします。

地方公共団体（県や市町村、一部事務組合など）では、地方自治法により、監査委員監査や外部監査人監査が行なわれます。

4. 地方公共団体における監査について

地方公共団体の執行機関のひとつに監査委員があります。監査委員は、複数選任されますが、独任制で監査委員「会」はありません。監査委員の人数は、都道府県と人口25万人以上の市は、4名（うち2-1名は議員）。それ以外の市町村は、2名（内1名は議員）です。但し、条例により人数を増やすことはできません。

監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、識見監査委員と議員からの監査委員（議選）を選任します。任期はいずれも4年ですが、議選監査委員は1年交代が多いようです。選任された監査委員のうちから、識見監査委員1名を代表監査委員とします。

監査委員の職務は、その地方公共団体の執行する事務のうち、政令で定めるものを除いたもの、及び、補助金等の名目で財政援助を行なっている団体の執行する事務について、その手続きが適正であるか、業務の存続が適当であるか、などの監査を行ないます。また、この監査事務については、条例により監査委員事

務局を設けて、その職員が補佐をすることもできます。

また、都道府県・政令指定都市・中核市は、包括外部監査を毎年、行わなければなりません。それ以外の市町村でも条例により任意に導入できます。この制度では、監査の範囲は、財務監査と財政援助団体監査です。（県内では県、岐阜市が該当し、一部の市でも条例を定めて行われたことはありました。ちなみに岐阜市の包括外部監査の対象は、平成26年度「外郭団体」、平成27年度「生活保護」、平成28年度「債権」でした。）

他にも議会・長・住民からの求めにより、個別外部監査があります。

5. 監査委員の業務について

監査委員の業務は、財務監査(定期監査、随時監査)、行政監査、決算審査、例月出納検査、基金の運用状況審査、財政援助団体等監査、住民・議会・長の要求による事務監査、住民監査請求監査、職員の賠償責任監査があります。

6. 大垣市での監査委員の業務について

平成29年6月の地方自治法改正により、内部統制体制の整備と監査制度の充実強化が図られました。これに基づき大垣市の平成30年度の監査計画は以下のように定めました。

- ① 合規性、適法性はもとより、最小の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、有効性の観点から検証する。
- ② 事務処理における内部統制の状況に着目する。
- ③ これまでの監査結果等を踏まえ、不正等発生リスクの高さを考慮し、監査の重点化を図る。
- ④ 監査の指摘等に対する改善状況を的確に把握し、是正・改善を求め、監査の実効性を確保する。
- ⑤ 透明性の高い開かれた監査を推進し、監査に関する情報を市民にわかりやすく提供する。

実施予定の監査は、定期監査、行政監査、財政援助団体等に対する監査、共同設置機関の監査、例月現金出納検査、決算審査、健全化判断比率等審査で、これを年間30日以上かけて行います。

また、この結果については、報告書(意見書)を作成し、市長や議会などの関係機関に提出し、市のHPでも公表します。

定期監査、行政監査は2年で市の全組織を一巡します。財政援助団体等は毎年対象機関を選定して監査を行います。例月出納検査は毎月25、6日頃に市の一般会計・特別会計、病院事業・水道事業の各会計を監査します。共同設置機関監査は大垣地域公平委員会を7-8月頃に、決算審査は一般会計・特別会計、病院事業・水道事業会計を6-8月に、同時期に健全化判断比率等審査も行います。

7. 県内の21市の監査委員と事務局について

岐阜県内21市の内、税理士・公認会計士は15名が監査委員に就任しています。町村では21の内2名です。

21市すべてに監査委員事務局はありますが、専属の事務局員が配置されている市は、岐阜市の10名と大垣市の4名、関市の2名のみで、他は議会事務局や選挙管理委員会事務局等と兼任しています。

8. 全国の市の監査委員の組織、研修などについて

地方公共団体の監査委員は、すべての都道府県・市町村で就任していますが、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図るため、都道府県、市、町村のそれぞれに監査委員会をつくっています。そこでは、監査委員相互の意思疎通や連絡、関係官庁への意見等の具申、監査に関する研修・講演、調査研究を目的として活動しています。

市の監査委員は、全国都市監査委員会という組織をつくり、傘下に地区、県ごとに組織をもっています。それぞれに総会・研修会・調査研究活動・広報活動を行っています。

県内の市の監査委員は、全国・東海地区(岐阜、愛知、三重、静岡、長野)・3地区(東海、近畿、北陸)県の4つの集いに参加し、総会議事に加わったり、研修を受けて研鑽を積んだりしています。